

懲戒と体罰 復習10問テスト 解答と解説

1 公立学校における出席停止や懲戒に関する記述として、法令などに照らして適切なものには○を、正しくないものには×を記入しなさい。

1	校長は、性行不良であって、他の児童・生徒の教育に妨げがあると認める児童・生徒の保護者に対して、その児童・生徒への懲戒として出席停止を命じることができる。	×
解説	出席停止を命じるのは校長ではなく、 市町村の教育委員会 である。また、出席停止は、懲戒としての性格は持っていない。「出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の 教育を受ける権利を保障 するために採られる措置」である。(2007年2月、文部科学省通知)	
2	校長は出席停止を命じる場合は、本人及び保護者の意見を聴取することなく、口頭で出席停止を命じることができる。	×
解説	市町村の教育委員会が「出席停止を命ずる場合には、あらかじめ 保護者の意見を聴取する 」と法定されている。(学校教育法第35条2項)	
3	出席停止は、児童生徒の教育を受ける権利に関わる措置であることから、3日以内とするものと定められている。	×
解説	出席停止の期間は3日以内とする、という定めはない。市町村の教育委員会が出席停止を命じる場合、「理由及び 期間 を記載した文書を交付しなければならない」という規定になっている(学校教育法第35条2項)。	
4	校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒に対して懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない。	○
解説	正しい。学校教育法第11条の条文である。本条文は大変重要であるので、暗唱できるようにすること。なお、法で認められる懲戒としては、「退学、停学及び訓告の処分」などがある。(学校教育法施行規則第26条)	
5	殴る、蹴るなど、有形力の行使により行われる懲戒はすべて体罰に該当するが、正座や直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させることで肉体的苦痛を与える懲戒は体罰に該当しない。	×
解説	肉体的苦痛 を与える懲戒はすべて体罰に相当する。「懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立不動特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は体罰に該当する。」という解釈が成立している(2013年3月、文部科学省通知)。	

2 次の文は、学校教育法施行規則第26条の条文の一部である。正しいものには○、誤っているものには×と答えなさい。

6	校長及び教員が児童等に懲戒を与えるにあたっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。	○								
正しい										
7	懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、教育委員会（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長）が行う。	×								
教育委員会ではなく、 校長 である。性行不良の児童生徒の出席停止は、市町村の教育委員会が命じる。										
8	前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。	○								
正しい。退学は公立の義務教育諸学校では行えないが、私立はこの限りではない。										
9	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの</td> <td style="width: 50%;">二</td> </tr> <tr> <td>学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの</td> <td>三 正</td> </tr> <tr> <td>当の理由がなくて出席常でない者</td> <td>四 教室</td> </tr> <tr> <td>の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反したもの</td> <td></td> </tr> </table>	一 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの	二	学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの	三 正	当の理由がなくて出席常でない者	四 教室	の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反したもの		×
一 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの	二									
学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの	三 正									
当の理由がなくて出席常でない者	四 教室									
の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反したもの										
4番目の事項が誤り。教室ではなく 学校 である。教室内だけでなく、学校全体の秩序を乱す生徒もいる。										
10	第2項の停学は、公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。	×								
第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができないという規定になっている。停学は、 設置主体を問わず 、義務教育諸学校では行うことができない。学齢児童又は学齢生徒とは、保護者が就学させることを義務付けられている年齢の子どものことをいう。										